

公立大学法人青森公立大学職員の自動車事故等による懲戒処分等に関する規程

平成21年4月1日

規程第54号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員懲戒規程（平成21年規程第53号）第8条の規定に基づき、青森公立大学職員の自動車の運転による事故又は道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）違反による懲戒処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車事故 法第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車（以下「自動車」と総称する。）の運転中における人の死傷（以下「死傷」という。）又は物の損壊（以下「物損」という。）をいう。
- (2) 重大な義務違反 自動車の運転中における法第22条第1項（最高速度を超える速度が30km毎時以上の場合に限る。）、第64条（無免許運転の禁止）、第65条第1項（酒気帯び運転の禁止）又は第66条（過労運転等の禁止）の規定の違反をいう。
- (3) 義務違反 自動車の運転中における法の規定の違反（重大な義務違反を除く。）をいう。

(自動車事故等の報告)

第3条 職員は、自動車事故を起こした場合、重大な義務違反をした場合又は義務違反をして自動車運転免許の停止処分を受けた場合は、速やかに所属長に自動車事故等の状況を書面により報告しなければならない。

2 自動車事故のうち、法第72条第1項（交通事故の場合の措置）に規定する必要な措置を講じた業務外の事故で、死傷又は重大な義務違反を伴わないもの（被害者との示談交渉等で紛争の生じている場合を除く。）については、前項の規定は適用しない。

3 所属長は、第1項の規定による報告を受けた場合は、速やかにその内容を書面により理事長に報告しなければならない。

(自動車事故等の事情聴取等)

第4条 理事長は、前条第3項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、事実関係又は当該職員の服務状況等についての調査を実施するものとする。

(懲戒処分等)

第5条 理事長は、自動車事故等に関する事実関係が確定したときは、速やかに懲戒処分等についての手続を開始しなければならない。

(懲戒処分等の量定の基準)

第6条 懲戒処分等の量定の基準は、別表のとおりとする。

(懲戒処分等の量定の加重又は軽減)

第7条 懲戒処分等の量定は、自動車事故等の具体的事情に応じ、次に掲げる事由を勘案して加重又は軽減するものとする。

(1) 加重理由

- イ 法第62条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反した場合
- ロ 法第72条（交通事故の場合の措置）の規定に違反した場合（ひき逃げ、あて逃げ）
- ハ 2以上の重大な義務違反を犯した場合
- ニ 3以上の義務違反を犯した場合
- ホ 過去3年以内の期間において、自動車事故等により懲戒処分等を受けたことがある場合
- ヘ 法人に与えた損害が著しく大きい場合
- ト その他特別の事情がある場合

(2) 軽減理由

- イ 自動車事故について相手方に過失があると認められる場合
- ロ 自動車の運転を主たる職務としない職員が所属長の命を受けて運転に従事した場合
- ハ その他特別の事情がある場合

(審査)

第8条 職員の自動車事故等のうち、懲戒処分に処する事案については、人事委員会（公立大学法人青森公立大学人事委員会規程（平成21年規程第11号）の規定に基づく人事委員会をいう。以下同じ。）において審査するものとする。

(報告)

第9条 理事長は、職員の自動車事故等について人事委員会の審査を経ずに処理したものについては、当該委員会にその処理内容を報告するものとする。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

別表（第6条関係）

自動車事故等に対する処分基準

事故等の区分		死傷			物損	違反のみ
		死亡	重傷	軽傷		
重大な義務違反	・酒酔い運転 ・麻薬等運転	解雇	解雇	解雇	解雇	解雇
	無免許運転	解雇	解雇	解雇	解雇	解雇
	酒気帯び運転	解雇	解雇又は停職	解雇又は停職	解雇又は停職	解雇又は停職
	・速度超過 (30km以上超過) ・過労運転	解雇	停職又は減給	停職～戒告	減給又は戒告	減給又は戒告
義務違反		解雇～減給	停職～戒告	減給～訓告	訓告又は嚴重注意	訓告又は嚴重注意

備考

- 1 「重傷」とは、医師の診断により30日以上入院治療期間を要すると認められた傷害をいう。
- 2 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転をいう。
- 3 「酒気帯び運転」とは、呼気1リットルにつき0.15mg以上のアルコールを保有している状態での運転をいう。